

◎ 県営土地改良事業計画の変更についての公告

県営土地改良事業（畠地帯総合整備事業「担い手支援型」山梨西部地区）計画を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第四項の規定に基づく協議をしたいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定によりこの旨を公告し、変更後の当該計画の概要を縦覧に供する。

令和八年一月二十日

山梨県知事 長崎 幸太



一 縦覧に供すべき書類の名称

変更後の土地改良事業計画概要書

二 縦覧の期間

令和八年一月二十三日から同年二月二十四日まで

三 縦覧の場所

山梨市役所

四 意見書の提出の方法等

変更後の当該計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、山梨県農務事務所を提出先として、書面にて意見書を提出してください。

令和7年度 計画変更

水利施設等保全高度化事業(特別型)

土地改良事業計画概要書

やまなしせいぶちく
山梨西部地区

(山 梨 県)

土地改良事業計画概要書

水利施設等保全高度化事業（特別型） 山梨西部地区

第1章 目的

本地区は、山梨市南部の笛吹川右岸に位置し、ブドウ、モモ、を中心とした果樹生産地域である。地区内の受益農地は未整備で小規模で山際は急峻な圃場となっており営農、維持管理に多大な労力を要している。近年、農業従事者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地も目立って来ている状況にある。

よって、効率的な営農を行うための条件整備が急務であり、本事業により生産基盤の整備と担い手への農地の集積を行い農地の有効活用を図り、生産性の向上と農業経営の安定化により、地域農業の維持・向上を図る。

第2章 地区の所在及び現況

1. 地域の所在

山梨県 山梨市（山梨西部地区）

2. 現況及び地目別地積

本地区は、山梨市南部の笛吹川右岸に位置し、ブドウ、モモ、を中心とした果樹生産地域である。地区内の受益農地は未整備で小規模で山際は急峻な圃場となっており営農、維持管理に多大な労力を要している。近年、農業従事者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地も目立って来ている状況にある。

(単位：ha)

地目 種別		田	畠	樹園地	休耕地	小計	山林原野	道水路	その他	計
現況	事業区域 全体	0	0	12.5		12.5				12.5
計画	農業用排水 受益	0	0	2.7		2.7				2.7
	区画整理 受益	0	0	12.5		12.5				12.5
	畑かん施 設受 益	0	0	0		0				0
	重複面積	0	0	-2.7		-2.7				-2.7
	計	0	0	12.5		12.5				12.5

第3章 基本計画

1 事業の種類び受益面積

(単位 : ha)

事業の種類	事業の種類の細目	受益面積	摘要
水利施設等保存高度化事業 (特別型)	農業用用排水路	2.7	
水利施設等保存高度化事業 (特別型)	区画整理	12.5	
水利施設等保存高度化事業 (特別型)	畑かん施設	0.0	
	(重複面積)	-2.7	
計		12.5	

2 各事業別的主要工事計画の概要

・農業用用排水路

項目 名称	受益面積(ha)	排水量 (m ³ /s)	総延長(km)	構造	勾配	備考
	事業名					
水路1号	2.7	0.688	0.15	積ブロック水路	1/100	

・農道

該当無し

・区画整理

長辺×短辺 (m)	区画面積 (ha)	全体面積 (ha)	割合 (%)	田差 (m)	備考
換地計画による	12.5	12.5	100.0	—	

・鳥獣害侵入防止施設

該当無し

第4章 工事又は管理の要領

1 工期

令和2年度～令和10年度（9年）

2 施設の予定管理者

施設名称	種類	規格等	施設の予定管理者
農業用用排水路	水路	L=150m	山梨市
区画整理	区画	A=12.5ha	受益者
畑かん施設	水路	-	-

第5章 換地計画の概要

1. 換地計画を作成する上での基本的な考え方

本地区の換地計画は、農地の改良、開発、保全及び農地の集団化を目的とすると共に、用途、地積、等位その他の自然条件を総合的に勘案し、従前の土地に照応するように定めるものとする。

2. 換地区の設定

(1) 換地区の名称、所在、面積

換地区名	換地工区の所在	面積(ha)
落合工区	山梨市 落合	12.5

第6章 費用の概算

事業費 1,253,100千円 (事務費除く)

第7章 効用

総費用総便益比 1.07

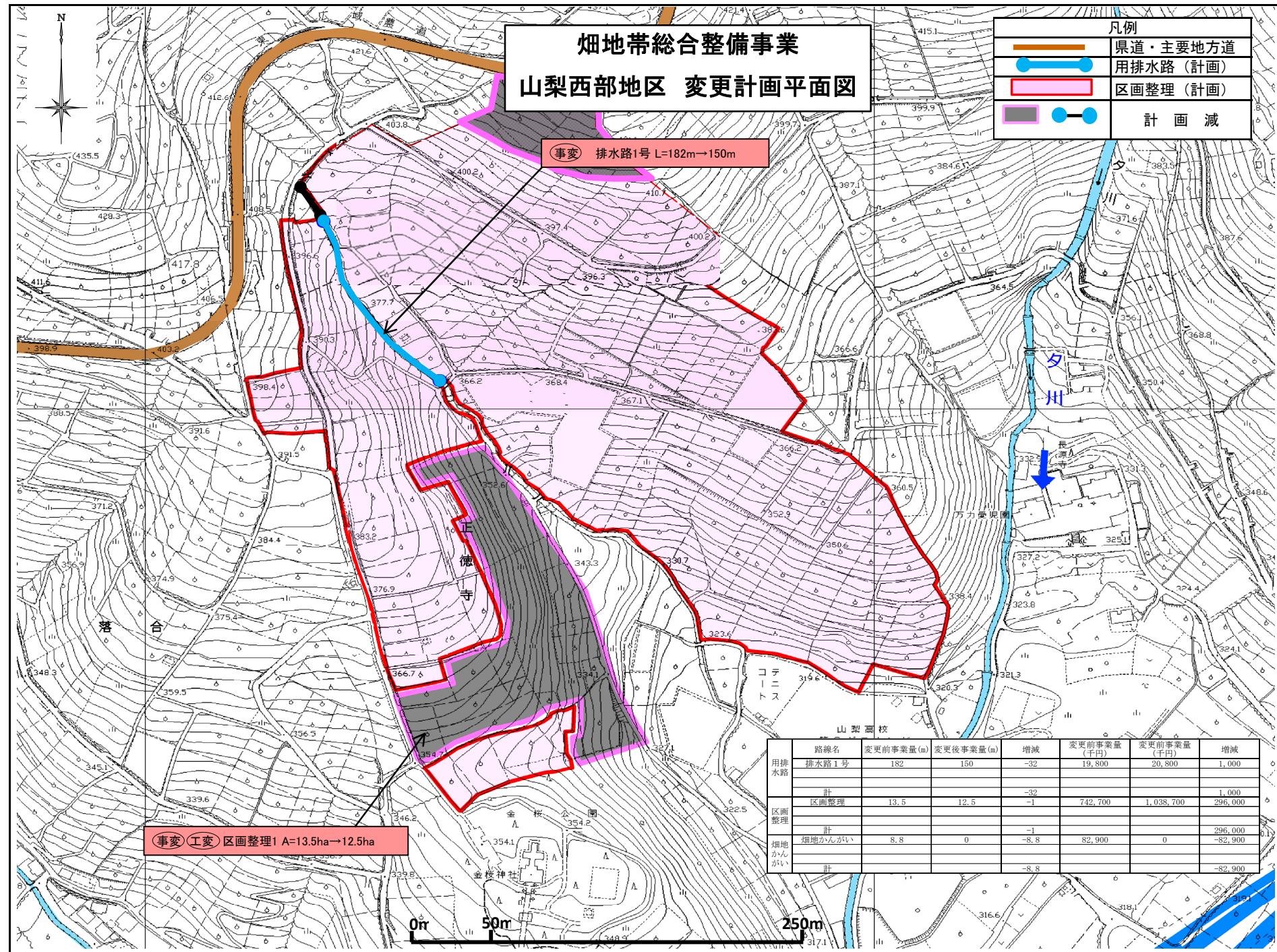
効果項目	年効果額	備考
作物生産効果	30,197	
品質向上効果	5,424	
営農経費節減効果	30,909	
維持管理費節減効果	△ 18	
国産農産物安定供給効果	3,721	
計	70,233	

第8章 他事業との関連

該当なし

第9章 計画概要図

① 計画平面図 別添



(別記様式第2号)

地区名	やまなしせいぶ 山梨西部	局名	関東農政局	所在地	山梨市万力地内	
事業名	畑地帯総合整備事業（担い手支援型）					
事業の経緯	採択年度	着工年度	当初計画確定	第1回(令和6年度) 変更計画確定	令和5年度までの 進捗率(事業費ベース)	
	令和2年度	令和2年度	令和2年3月18日		39.8 % (499,000 千円)	
項目	現計画	変更計画		増△減	備考	
受益面積	13.5 ha	12.5 ha		△ 1.0 ha		
受益者数	75 戸	72 戸		△ 3.0 戸		
事業費	931,700 千円 (847,000) 千円	1,378,300 千円 (1,253,000) 千円		446,600 千円 (406,000) 千円	事務費込み	
投資効率	1.28	1.16		△ 0.12		
所得償還率	1.0%	0.4%		△ 0.5%		
工期	令和2年度～令和7年度	令和2年度～令和10年度				
変更の要旨	<input type="radio"/> 主要工事計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑かん施設工の減 既存施設の移設で対応可能となったことによる、新設面積の減 ・ 区画整理の工法変更 <input type="radio"/> 事業費の変動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 10%以上の増 事業量変更及び工法変更による事業費の増 					
変更項目及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由	
主要工事計画 [畑かん施設の20%以上の増減]	畑かん施設工	8.8 ha	0.0 ha	△ 8.8 ha	既存施設の移設で対応可能となったため、 新設面積が減となり、計画を廃止 $8.8 / 8.8 *100 = 100\% > 20\%$	
事業費の変動 [10%以上の増減]		847,000	1,253,000	406,000	自然増 18,800 千円 事業量変更 34,600 千円 工法変更 352,600 千円 その他 0 千円 変動率 $1,253,000 - (847,000 + 18,800)$ 847,000 = 45.7 % > 10%	

計画変更概要表

樣式第4号

(様式-4) 令和6年度 畑地帯総合整備事業計画変更

局名	関東	地区名	山梨西部	関係市町村	山梨市																
事業経緯				事業計画の変更内容												農振関係 (ha)					
項目	内容			項目	変更前			変更後			特記事項			項目	変更前	変更後					
採択年度	R2			受益面積			田 0 ha	畑 0.0 ha	田 0 ha	畑 0.0 ha	主要工事			受益面積							
全体実施設計				事業費	本事業	932	百万円	樹 13.5 ha	計 13.5 ha	樹 12.5 ha	計 12.5 ha	農業用排水路	m 32 / 182 = -17.6% < 20%	13.5	12.5						
着工年度					関連事業	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	区画整理	△ 1.0 / 13.5 = -7.4% < 20%	農振	農用地	13.5	12.5				
第1回変更					合計	932	百万円	1,378	百万円	1,378	百万円	畑地かんがい施設	△ 8.8 / 8.8 = -100.0% > 20%	農振区域外	農用地外	0.0	0.0				
法手続				10a当り (本事業)			6,901	千円	11,027	千円	新規編			農振内	-	-					
計画確定同意率				10a当り (合計)			6,901	千円	11,027	千円	入区域			農振外	-	-					
計画変更時				投資効率			1.28		1.08		新政策との関係										
有資格者数				農家負担率			6.50	%	6.50	%											
事業進捗率				所得償還額			305	千円	305	千円											
令和5年度までの進捗率				10a当り年償還額			2,259	円	2,440	円											
499,000 千円				10a当り年增加所得額			497,496	円	654,976	円											
499,000 千円				農業用排水路			182 m	農業用排水路	150 m	農業用排水路	182 m	農業用排水路	150 m	農業用排水路	182 m	農業用排水路	150 m				
既施工分事業費 (令和5年度まで)				区画整理			13.5 ha	区画整理	12.5 ha	区画整理	13.5 ha	区画整理	12.5 ha	区画整理	13.5 ha	区画整理	12.5 ha				
499,000 千円				畑地かんがい施設			8.8 ha	畑地かんがい施設	0.0 ha	畑地かんがい施設	8.8 ha	畑地かんがい施設	0.0 ha	畑地かんがい施設	8.8 ha	畑地かんがい施設	0.0 ha				
変更後完了予定年度				主要工事							事業費										
R8											1,253,100 - (847,000 + 18,800)										
											847,000										
											= 45.7 > 10 %										
											自然増年平均UP率										
											自然増減費 × 100										
											総事業費 × 令和2年～令和5年の4年間										
											= 18,800 × 100 / 847,000 = 0.22 %										
				</td																	

(様式-5)

計画変更の要旨

山梨西部地区

該当事項	変更を要する理由	増減内容	備考																														
第3条2項 (1)面積の変更	<p>ア 事業施工にかかる地域の変更であって、これに伴う受益の増又は減が10%以上となる場合。ただし、受益面積の増又は減が10haに満たない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 事業目的別面積又は造成農地の利用区分別面積のそれぞれの増減が20%以上となる場合及びその位置が著しく変動する場合。ただし、それぞれの増減が、受益面積全体の10%又は10haに満たない場合はこの限りでない。</p>	<p>(1) 受益面積の10%以上に及ぶ減。</p> <p>該当しない。</p> <p>(2) 利用目的別受益面積の20%以上に及ぶ減</p> <p>該当しない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>変更前</th><th>変更後</th><th>増減</th><th>増減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該事業</td><td>13.5 ha</td><td>12.5 ha</td><td>△ 1.0 ha</td><td>△ 7.4 %</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>変更前</th><th>変更後</th><th>増減</th><th>増減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水路</td><td>2.7 ha</td><td>2.2 ha</td><td>△ 0.5 ha</td><td>△ 18.5 %</td></tr> <tr> <td>区画整理</td><td>13.5 ha</td><td>12.5 ha</td><td>△ 1.0 ha</td><td>△ 7.4 %</td></tr> <tr> <td>畑地かんがい施設</td><td>8.8 ha</td><td>0.0 ha</td><td>△ 8.8 ha</td><td>△ 100.0 %</td></tr> </tbody> </table>	工種	変更前	変更後	増減	増減率	当該事業	13.5 ha	12.5 ha	△ 1.0 ha	△ 7.4 %	工種	変更前	変更後	増減	増減率	農業用排水路	2.7 ha	2.2 ha	△ 0.5 ha	△ 18.5 %	区画整理	13.5 ha	12.5 ha	△ 1.0 ha	△ 7.4 %	畑地かんがい施設	8.8 ha	0.0 ha	△ 8.8 ha	△ 100.0 %
工種	変更前	変更後	増減	増減率																													
当該事業	13.5 ha	12.5 ha	△ 1.0 ha	△ 7.4 %																													
工種	変更前	変更後	増減	増減率																													
農業用排水路	2.7 ha	2.2 ha	△ 0.5 ha	△ 18.5 %																													
区画整理	13.5 ha	12.5 ha	△ 1.0 ha	△ 7.4 %																													
畑地かんがい施設	8.8 ha	0.0 ha	△ 8.8 ha	△ 100.0 %																													

(様式-5)

計画変更の要旨

山梨西部地区

(様式-5)

計画変更の要旨

山梨西部地区

該当事項	変更を要する理由	増減内容							備考																										
(5) 農用地の改良又は保全のため必要な工事イ 受益面積の20%以上の変更	区画整理 該当無し	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th><th colspan="2">変更前</th><th colspan="2">変更後</th><th colspan="2">事業量</th><th colspan="2">事業費</th></tr> <tr> <th>事業量</th><th>事業費</th><th>変更後</th><th>事業費</th><th>増減</th><th>増減率</th><th>増減</th><th>増減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画整理</td><td>13.5 ha</td><td>670,000</td><td>12.5 ha</td><td>1,038,600</td><td>△ 1.0 ha</td><td>△ 7.4 %</td><td>368,600</td><td></td></tr> </tbody> </table>								工種	変更前		変更後		事業量		事業費		事業量	事業費	変更後	事業費	増減	増減率	増減	増減	区画整理	13.5 ha	670,000	12.5 ha	1,038,600	△ 1.0 ha	△ 7.4 %	368,600	
工種	変更前		変更後		事業量		事業費																												
	事業量	事業費	変更後	事業費	増減	増減率	増減	増減																											
区画整理	13.5 ha	670,000	12.5 ha	1,038,600	△ 1.0 ha	△ 7.4 %	368,600																												

(様式-5)

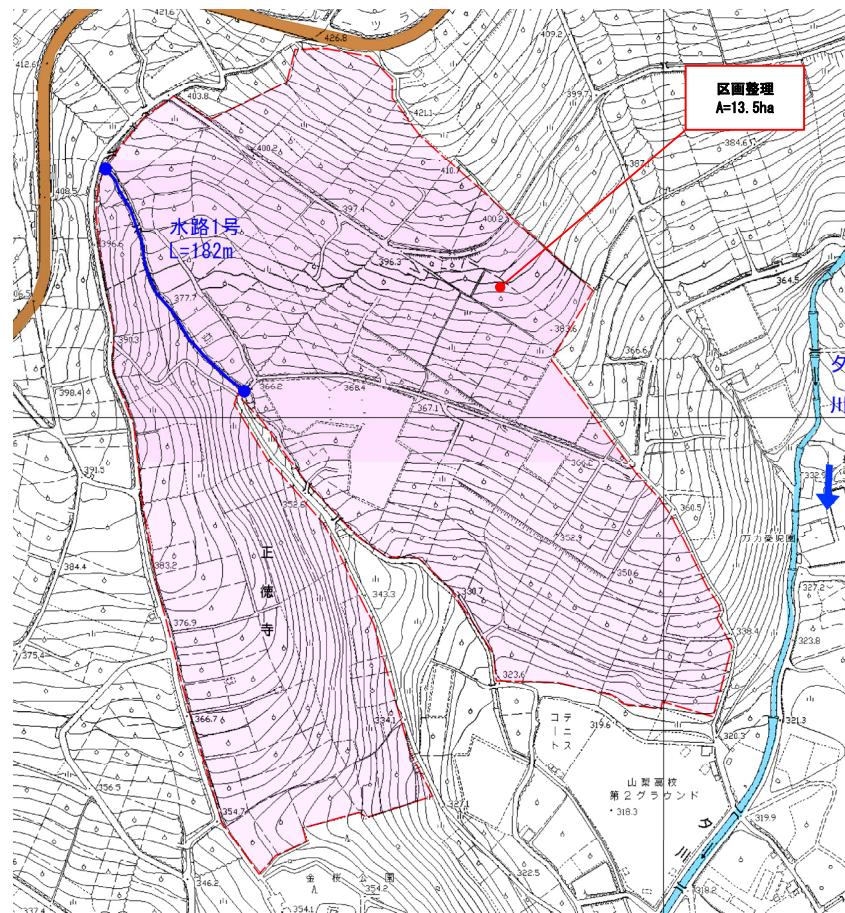
計画変更の要旨

山梨西部地区

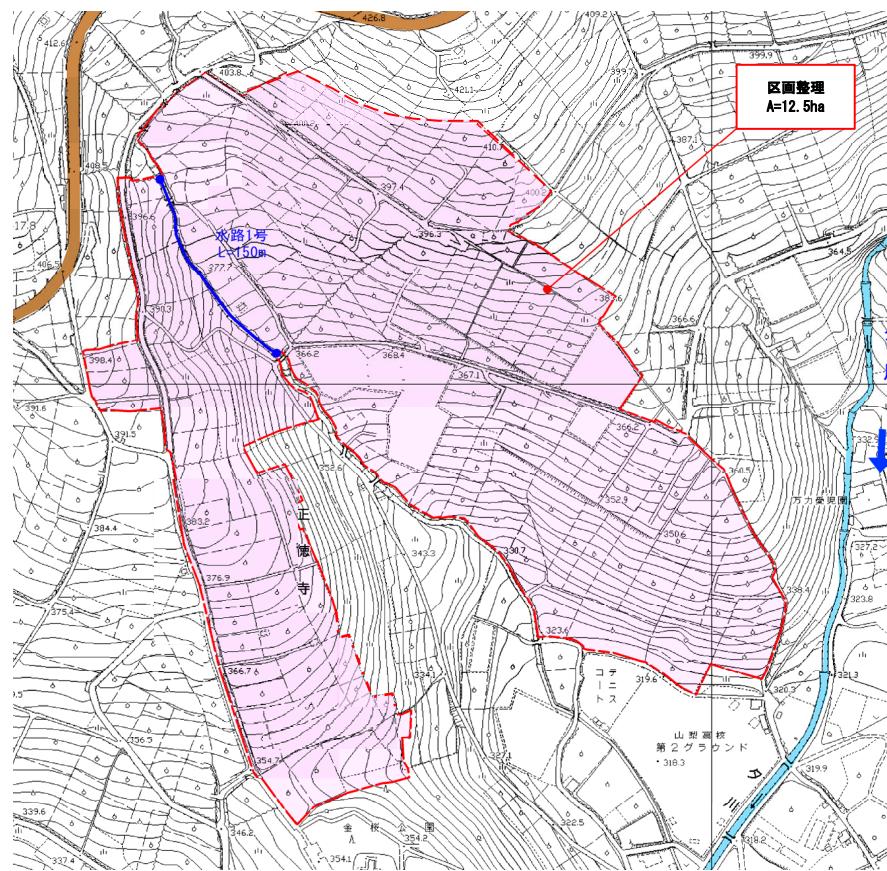
第3条2項 3. 事業費の変動 農林水産省告示第2172号 三 農林水産大臣が定める主要工事計画に関わる事業費の10%以上の変動							
総事業費							
工種	A. 変更前 事業費	B. 変更後 事業費	C. 自然増等	D. 工法変更	E. 事業量 変更	単位：千円	
農業生産基盤整備	775,000	1,059,400	18,800		352,600	△ 87,000	
農業用排水路	18,000	20,800	2,800				
区画整理	670,000	1,038,600	16,000		352,600		
畑かん施設	87,000					△ 87,000	
測量試験費	45,000	74,210				29,210	
文化財調査費							
用地買収補償費	5,000	87,390				82,390	
換地費	22,000	32,000				10,000	
工事雜費							
合 計	847,000	1,253,000	18,800		352,600	34,600	
変更前事業費	847,000 千円 (A)						
変更後事業費	1,253,000 千円 (B)						
自然増等	18,800 千円 (C)						
労務資材	18,800						
その他							
工法変更	352,600 千円 (D)						
事業量変更	34,600 千円 (E)						
$\frac{D+E}{A} = \frac{387,200}{847,000} \times 100$							
	= 45.7 % >10%						

農業用用排水路

変更前



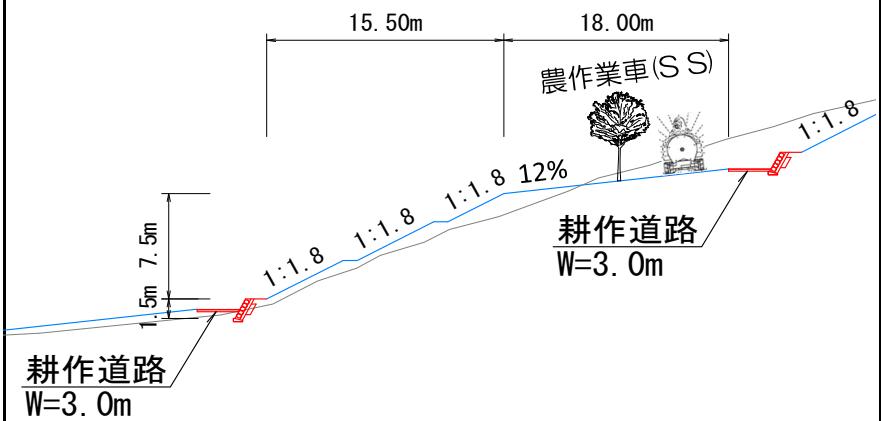
変更後



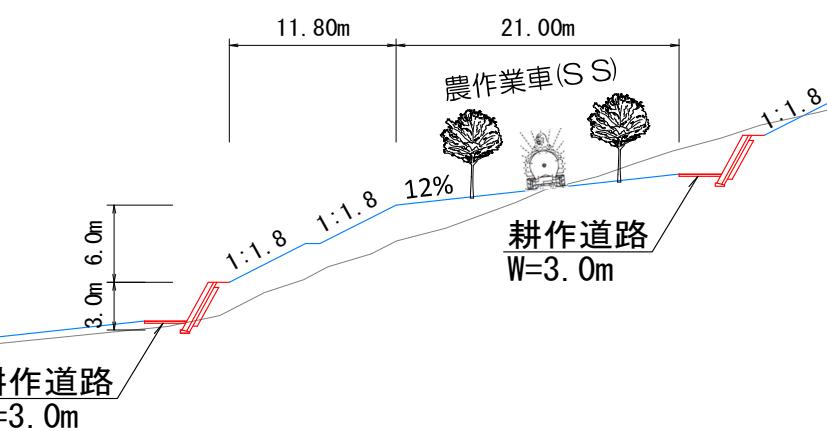
現地測量及び現地精査の結果をふまえ、一部範囲において既設利用可能であることから事業量の減。

区画整理

変更前



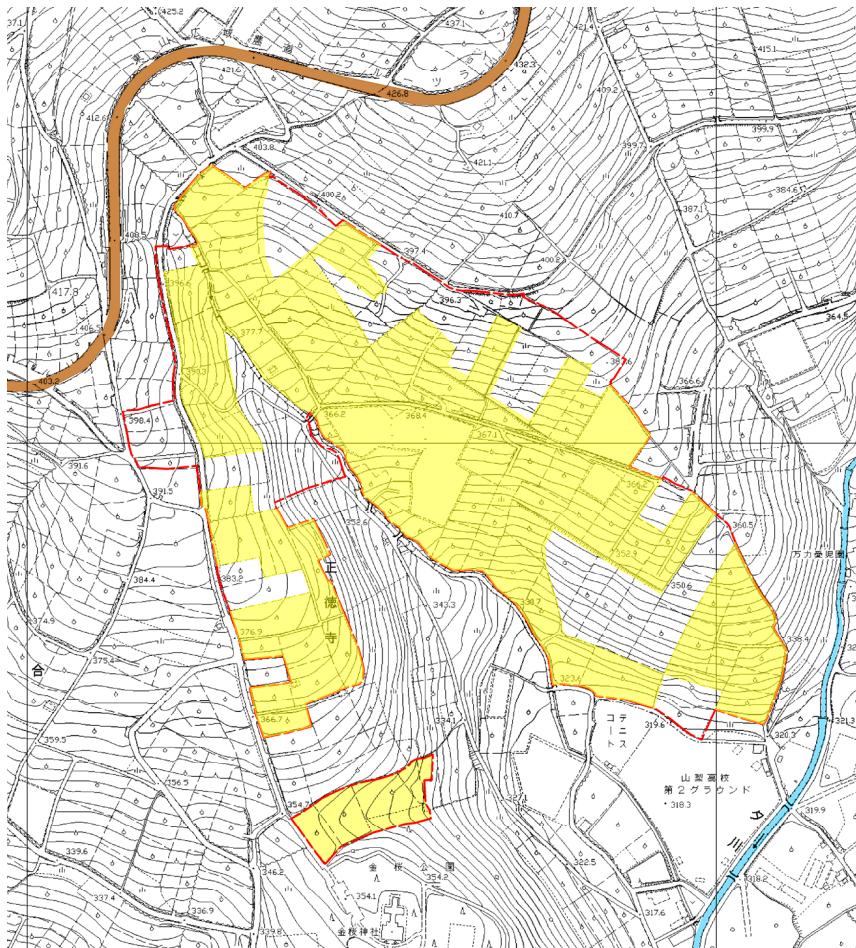
変更後



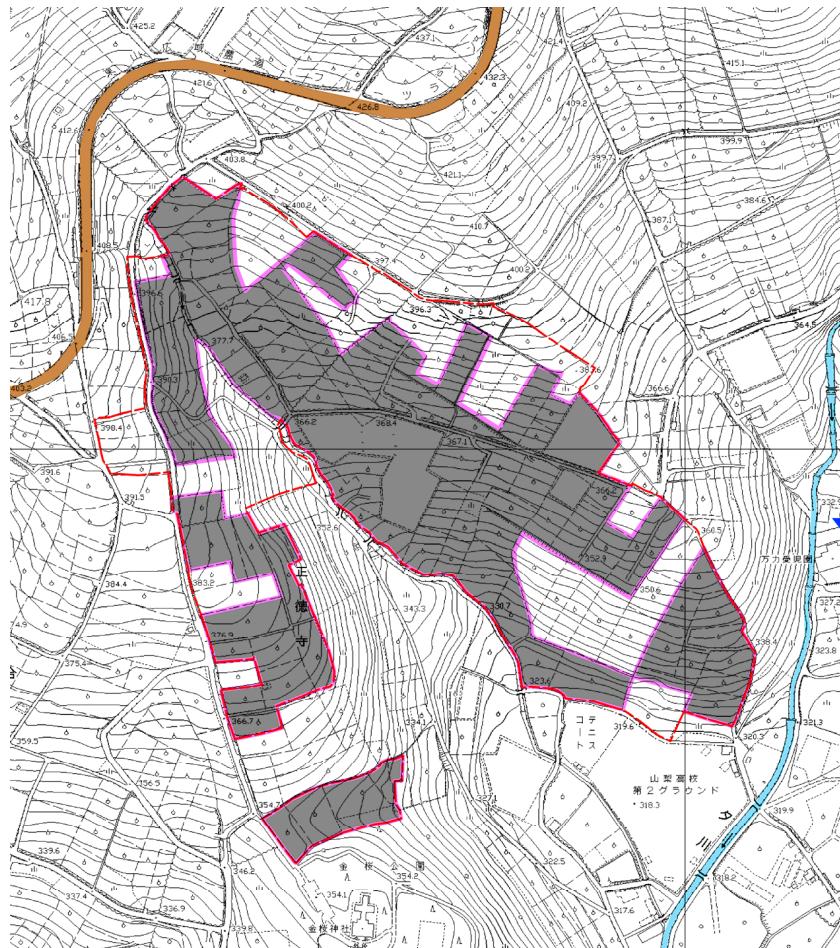
- ・「営農形態」及び「農作業機械効率」を考慮し、ほ場の耕作面積を確保し、複数の苗木の植付けを可能とする計画としたことから切盛土量が増となった。また、「整備後の法面の維持管理における安全性」を考慮し、土留構造物の見直しを行ったことによる増額。
- ・現地精査の結果、当初区画整備範囲であった急峻な地形の範囲については、整備を断念したことにより事業量の減。

畠地かんがい施設

變更前



變更後



既存施設の移設により対応可能となったため、新設面積が減となり、計画を廃止